

琉球大学における公的研究費の不正防止等の基本方針

平成27年2月24日
学 長 裁 定

1. 趣旨

この基本方針は、琉球大学（以下「本学」という。）における公的研究費について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

2. 責任体制

- (1) 本学における公的研究費の不正使用防止のための運営・管理（以下「不正防止等」という。）について、全体を統括し最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、不正防止等について本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究を担当する理事又は副学長をもって充てる。
- (3) 各部局等に、部局等内における不正防止等の統括を行う研究費公正執行責任者を置き、原則として本学予算規程第3条に規定する予算責任者をもって充てる。

3. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）を明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

4. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

5. 関係者の意識向上

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の使用に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。
- (2) 研究費公正執行責任者は、公的研究費の使用に関わる全ての構成員に、本学の不正防止等に関する方針及びルール等に関する研究費公正執行教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求める。

6. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に係る通報窓口を置く。
- (2) 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。
- (3) 最高管理責任者は、告発等により、公的研究費の不正使用に係る調査が必要と認められた場合は、公正かつ透明性の高い仕組みにより調査を行う。
- (4) 調査結果について、懲戒審査等が必要と判断される場合は、本学職員懲戒等規程に基づき処理する。

7. 不正要因の把握、不正防止計画の策定

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、必要な対策を講じるため、不正防止計画推進室を置く。
- (2) 不正防止計画推進室は、不正防止計画を策定し、実施状況を定期的に調査するとともに、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。

8. 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、ルール等の相談を受ける相談窓口を置く。
- (2) 最高管理責任者は、不正防止等に関する基本方針等を学内外に周知する。

9. 監査体制

最高管理責任者は、公的研究費の適切な管理のため、監査制度を整備する。

10. その他

最高管理責任者は、上記に定めるほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）において実施が必要とされた事項について、所要の取組を実施する。